

ペット同行避難マニュアル

南幌町

目次

はじめに	1 P
------	-----

第1章 飼い主編

1. 飼い主が日頃から行っておくこと【平常時】	3 P
2. 避難所におけるペット避難の基本的な考え方	4 P
3. 指定避難所で受入れの対象となる動物	6 P
4. 災害発生時の「飼い主」の行動【災害時】	7 P
5. 指定避難所での「飼い主」によるペットの飼育	8 P
6. 避難所を退所するとき	12 P
7. 避難所のペット避難スペースの消毒・消臭	13 P

第2章 避難所運営編

1. ペット飼育スペースの選定	14 P
2. 飼育管理基本ルールの作成	16 P
3. 避難者への情報提供方法の検討	17 P
4. 飼い主・住民への周知啓発	18 P
5. ペットの入所受付	19 P

参考資料

- ・別紙1：受付用紙例(申込書)
- ・別紙2：受付用紙例(ケージ貼付)
- ・別紙3：同行避難動物管理台帳

はじめに

南幌町地域防災計画では、家庭動物等対策計画として、災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについて、動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号）」及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年 3 月 30 日条例第 3 号、以下「条例」という。）」に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。

災害発生時における動物の避難は、道条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行う。

災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行う。

- （１）動物用の避難用品（ケージやキャリーバック等）や備蓄品の確保
- （２）動物のしつけと健康管理
- （３）災害時の心構え

と定めています。

近年、全国各地で大規模災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。災害が起こった時に最初に行うことは自分自身や家族の安全確保ですが、ペットを飼育している方はペットの安全確保についても、いざというときに慌てないように普段から備えておく必要があります。

過去の災害では、自宅に置いてきたペットの様子を見るために自宅に戻った飼い主が二次災害に遭ったり、避難所においてペットの受入れを拒否された飼い主が車上生活を余儀なくされた結果、エコノミークラス症候群に陥った事例がありました。また、放浪状態のまま放置されたペットが住民への危害をもたらす恐れもあります。

こうした状況を踏まえて、環境省から「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成 25 年 6 月）」が示されました。

この「ペット同行避難マニュアル」は、本町の各避難所において、円滑にペッ

トと飼い主が同行避難・同伴避難（※注）してきた場合、避難所に受入れることができるよう、避難所におけるペット避難の受入手順やルール等を記載し、災害時に飼い主とペットが安心して避難できる環境を整えるとともに、避難所でのペットをめぐるトラブルを防ぐことを目的に作成しましたので、町民の皆さんにお知らせします。

※注 同行避難とは

「同行避難」とは、「災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること」を言います。避難所での人とペットが同一の空間で居住できることを意味するものではありません。「屋外ペット避難」と「車内ペット避難」が該当します。

同行避難に対して「同伴避難」があり、ペットも人間の生活エリアで一緒に過ごせることを言います。ただし、ケージに入れておかななくてはならないといった条件があります。「屋内ペット避難」が該当します。

どちらもペットを連れて避難所に行くことはできます。

しかし、避難所で同じ空間、生活エリアで過ごせるか過ごせないかという違いがあります。

同行避難の場合、人間と同じ生活エリアで過ごせないので、避難所の外で雨風等がしのげる安全な場所か、車を持ってきて車の中に入れておく必要があります。

第1章 飼い主編

1. 飼い主が日頃から行っておくこと【平常時】

災害時にペットを守るのは飼い主の責務です。また、ペットによる問題は、その責任の全てが飼い主にあるため、他の避難者の迷惑にならないよう努めなくてはなりません。

日頃からペットのしつけや健康管理を適切に行い、災害時に備えましょう。

【日常のしつけと健康管理】

避難所においては、ペットは家庭とは異なった環境での生活を余儀なくされます。避難所ではケージの中で過ごさなければなりませんし、室内で放して飼う、人と同じ居住空間で飼うといったことは難しくなります。

災害に備え、しつけや健康管理をしっかり行いましょう。

(1) しつけ

緊急時に安全に避難し、避難所でトラブルなく飼育できるように基本的な「しつけ」を日頃からしておきましょう。

- ・ケージ(キャリーバッグ含む)の中での生活に慣らしましょう。
- ・ペットシートや猫砂など、ケージ内でのトイレに慣らしましょう。
- ・人や他の動物に対して攻撃的にならないように、幼少期から社会に慣れさせましょう。

【ペットの攻撃的な行動の例】



吠える



噛みつく



ひっかく

(2) 健康管理

避難所では獣医による診察は受けることができません。日頃から感染症予防・持病対策をしておきましょう。

- ・感染症予防としてワクチン接種や狂犬病予防注射を行いましょう。(避難の際

は、混合ワクチン接種証明書を持参願います)

- ・定期的なシャンプーを行いましょう。
- ・爪の手入れをしておきましょう。
- ・持病の内容や常服薬・療法食を確認し、記録しておきましょう。



予防接種



シャンプー



爪の手入れ

(3) 飼い主の明示

ペットと離れたときも、飼い主がわかるようにしておきましょう。

- ・首輪への記名、マイクロチップ、^{きやくかん}脚環(鳥)などを準備しておきましょう。

【避難経路の確認】

災害種別ごとの避難所を把握し、災害時に避難所へたどり着くための経路と所要時間を確認しておきましょう。



【預け先などの確保】



避難所に同行避難できない場合や、避難所生活が困難になった際にペットを預かってくれる親戚や知人又は預かりサービスのあるペットショップなどの緊急時の預け先や、自家用車でペット避難をするための安全な駐車場を確保しておきましょう。

また、自宅から備蓄品を持ち出すことが困難な場合に、ケージなどのペット用品を借りることができる方を探しておきましょう。

2. 避難所におけるペット避難の基本的な考え方

南幌町における避難所でのペットの受入については、「同行避難（屋外ペット避難・車内ペット避難）」を原則としますが、避難所には、動物を嫌いな人や苦手な人、アレルギーを持った人など多くの人が集まるため、他の避難者にな

安感や不快感を与えないように注意し、他の避難者の理解が得られるようにペットを受入れる必要があります。

このことから、南幌町の各避難所では、原則、リードでつないだり、ケージに入ったペットを屋外で飼育する「屋外ペット避難」、避難所の駐車場の車内でペットを飼育する「車内ペット避難」の2つの方法を可能としますが、やむを得ない理由で、屋内での同伴避難（以降、屋内ペット避難という）でなければならない場合は、2次避難場所となる施設管理者と協議の上、受入れを行います。「屋内ペット避難」の受入れ方法としては、ケージやキャリーバッグに入れて避難できることなど、条件がありますので、事前に、どのような方法のペット避難が可能か事前に確認し、災害が起きたときはペットと一緒に速やかに避難できるようにあらかじめ準備しましょう。

いずれの方法の場合も、最初の避難場所は、お住いの行政区・町内会ごとに指定している避難所に避難し、運営本部の指示に従いルールを守ってペットを飼育してください。

【受け入れ方法】

（１）屋外ペット避難

避難所の屋外でペットを飼育する避難を「屋外ペット避難」と言います。屋外ペット避難をするペットは、指定されたスペースの鉄柱等に、首輪・リードでつないだり、天井は・床部のあるケージやキャリーケースでの飼育となり、そのための首輪・リード等は必ず飼い主が用意してください。

首輪・リードでつなぐことのできないペットは屋外ペット避難で飼育することはできません。

また、避難したペットが病気療養中など、やむを得ない事情がある場合、ご家庭のテントとケージ、キャリーバックを持参していただくことを条件に、最初に指定避難所に避難した後、2次避難場所となる施設管理者と協議の上、指定する施設に移動し、テントと一緒に避難生活を送ることができますが受入れ世帯に上限があります。

（２）車内ペット避難

避難所の駐車場に駐車した自家用車の車内でペットを飼育する避難を言

います。飼い主がトイレなどで一時的に自家用車から離れるときは、ペットが車外に飛び出すことのないように、窓を閉めたり、自家用車のカギをロックするなどの必要な処置をしてください。長時間、自家用車から離れるときは、ペットの安全を確保するために、車外に出して屋外ペット避難に移行しましょう。

また、飼い主は、定期的に車外で身体を動かすなどエコノミークラス症候群に気を付けるようにしましょう。

(3) 屋内ペット避難

避難したペットが病気治療中など、やむを得ない事情がある場合は、2次避難場所となる施設管理者と協議の上、指定避難所から2次避難所へ移動し屋内でペットと一緒に避難生活を送ることができますが、受け入れ世帯に上限があります。

また、施設内でのケージは用意していますが、避難所間の移動の際は、各自持参したケージ・キャリーバックに入れてください。

なお、ほえたり鳴くことをやめなかった場合や、人や他のペットに危害を加える場合は、屋外の指定スペースへ移動していただくこととなります。

3. 指定避難所で受入れの対象となる動物

(1) 屋外ペット避難・車内ペット避難（同行避難）の対象となる動物

- ・大型犬、ケージ・キャリーバックに入っていない動物や中・小型犬や猫、げっ歯類（うさぎ、ハムスター、モルモット）、小鳥など



(2) 避難方法を問わず避難の対象外となる動物

- ・何かのはずみで人に咬みつくなどして、大けがを与える可能性のある大型の動物（犬・猫を含む）（万が一逸走した場合、恐怖を感じる動物）
- ・小型でも危険な動物や特別な管理が必要となる動物（例えばワニガメやニシ

キヘビなど特定動物（危険動物として飼育許可が必要で、頑丈な檻や水槽など特別な設備が必要なため）

※身体障害補助犬法（平成14年5月法律）で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）については、公共施設等での同伴が認められています。

障がい者が同伴する補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は、障がい者の自立と社会参加に資するものとして訓練・認定された犬であり、身体障害者補助犬法において公共施設への同伴を認められています。

これらの補助犬については、ペット避難の受入れとは取扱いを同じにせず、どの避難所においても補助犬と飼い主が屋内の同じスペースで過ごす「屋内ペット避難」を可能とし、専用スペースを別室に設けます。

※避難所での受付の際に「身体障害者補助犬健康管理手帳」、「盲導犬使用者証」又は「身体障害者補助犬認定証」を提示していただきます。

4. 災害発生時の「飼い主」の行動【災害時】

（1）安全確保・状況確認（自宅などで一緒に被災した場合）

- ・まずは、飼い主の安全を確保します。
- ・続いてペットの状態を確認し、落ち着かせ、安全確保を行います。
- ・周辺の状況確認、情報収集をします。

（2）避難の判断

- ・得られた情報をもとに自宅や地域の状況を確認し、避難するか自宅に留まるかを判断します。
- ・自宅が危険な場合や避難指示等が出ている場合は、飼い主が安全を確保できる範囲において、ペットを連れて指定避難場所や安全な場所に同行避難します。
- ・自宅や地域が安全な状態であれば、飼い主と一緒に自宅に留まる、またはとりあえずペットだけ自宅に留まる（※）という選択肢もあります。

（※） ペットの在宅避難

自宅が安全であり、定期的にペットの世話をするために戻れる状況にあるの

であれば、ペットの在宅避難も選択肢の一つです。その場合も、毎日のペットの食事の世話や健康状態の確認が大切です。

ペットの一時預け先の確保

○ 指定避難所で受入れができない場合や一時的に預かって欲しい場合などの時のために、親戚や知人、ペットホテルなど複数の一時預け先を探しておく、いざという時に安心です。特に大型の動物や危険な動物は、避難所での受入れができないことから、飼い主は一時預かり先を準備しておくことが必要です。

(3) 指定避難所への避難

- ・同行避難にあたっては、ペットはケージ等に入れて避難します。
- ・ケージ等に入らないサイズのペットは、首輪、リードをつけて避難します。
- ・避難所で必要なトイレシート、エサ、水などの当面の飼育用具は、飼い主が持参します。

(4) 指定避難所への入所

- ・ペットを同行して避難所に入所する場合は、一般の避難者とトラブルにならないように注意し、受付（ペット同行避難者用の受付がある場合は、その受付）においてペット及び本人の受付をして、避難スペースに移動します。
- ・発災当初は、避難所は混乱状態ですので、避難所の従事者及び他のペット同行避難者と協力して、ある程度落ち着くまで、一般の避難者との影響を避けられる仮の場所でペットを管理しましょう。

受付時に「ペット入所・登録申込書」（本マニュアル 参考資料 別紙1（23 頁）を参照）、「別紙3 同行避難動物管理台帳」に記入して提出します。

また、「ケージ札」（本マニュアル 参考資料 別紙2（24 頁）を参照）を受取り、記入の上、ペットのケージにつけます。

5. 指定避難所での「飼い主」によるペットの飼育

避難所でのペットの飼育は、飼い主の責任において行ってください。

避難所には、ペットフードやペットシートなどの備蓄品はありません。

飼い主は、普段からペットの生活用品や食料を備蓄（概ね3日分）し、避難の際に必ず持参してください。

《ペット避難をする時に、持参用品の例》

・ ケージ キャリーバッグ



・ ペットフード



・ トイレ用品



・ 首輪・リード・爪切り



・ ペットの写真



・ 毛布・ビニール袋・ガムテープ



(1) 避難所でペットを飼育する時に注意こと

- ・ ペットに食事を与えたり、排せつ物を処理するのは飼い主が責任をもって行ってください。
- ・ 飼い主はペットの体調を管理し、異変があるときは、災害の状況を確認したうえで速やかに動物病院等に連れていき獣医に診てもらうようにしましょう。
- ・ ペットの排せつは決められたスペースで行い、排せつ後のトイレシートや猫砂はビニール袋に入れ、硬く口を閉じて、指定された蓋付きのポリバケツに入れてください。
- ・ 原則、ペットの飼育は飼い主が行いますが、もしもの時のために飼い主同士でコミュニケーションをとり、必要に応じて協力しましょう。
○食事を与える ○排せつ物を処理する ○体調を管理する ○飼い主同士で協力しあう

【※避難所での基本ルールを記載した掲示物の例】

○ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、下記のルールに基づいて、飼い主が責任を持って飼育・管理を行ってください。

- 1 ペットは決められた場所でケージに入れるか、柱などにつなぐなどして飼育してください。ケージの置き場所や、つなぐ場所は、避難所の従事者の指示に従ってください。決められた飼育場所以外で、ペットを飼育しないでください。
- 2 避難所に同行できるペットは犬、猫などの小動物です。（人に危害を与える恐れのある動物、特別な管理が必要な動物は受け入れできません。）
- 3 ペットの飼育に関する必要な作業は、飼い主の皆さんで協力して行ってください。

◎飼い主個人による飼育管理（個別作業）

ア 餌やり、給水、食べ残しの片づけ

イ 散歩、ブラッシング

ウ ケージ内外及び周辺の清掃 など

※ ペットの飼育・管理に必要な資材（ケージ、その他の用具）と当面の餌は、飼い主がそれぞれ持ち寄っていただくのが原則です。

- 4 決められた時間に給餌し、残った餌は必ず後始末してください。ペットの体やケージ内、飼育環境を清潔に保つことで、避難所の皆が気持ちよく生活することが出来ます。
- 5 排泄は特定の場所でさせ、後始末は適切に行ってください。（排泄物の不適切な処理は、平常時から苦情の原因となっていますので、注意しましょう。）
- 6 散歩やブラッシングなどは、避難所外若しくは避難所内の指定された場所で行ってください。移動する時や散歩するときは、リードをつなぎ、短く持つなど、トラブルを防止しましょう。ノミ・ダニ等の発生防止等の衛生管理、健康管理に努めましょう。

- 7 避難所で負傷などによりペットの世話ができない飼い主もいることが想定されるため、飼い主同士が協力し、助け合いながら管理をするようにしてください。
- 8 ペットに対する苦情、ペットによる危害防止に努めてください。
- 9 一時的に遠方の親戚や知人に預けるなどの方法も検討してください。避難生活が長期化する場合、本人及びペットのストレスは大きくなりますので、軽減する方法も検討しましょう。

(2) 飼育スペースの設営



なるべくペットの種
ごとに距離を置く



- ・段ボール等でケージを目隠しする。
- ・吠える犬やシャーシャー泣く猫は、人の出入り口付近からなるべく遠ざける。
- ・ケージに入らない場合は、支柱などにつなぐ



(3) 飼い主の責任

- ・避難所におけるペットの飼育は、飼い主の責任です。
- ・ペットを飼っていない方への配慮やペット自身のストレスの軽減など、飼い主には普段以上に様々な配慮が求められます。
- ・ペットを飼育することで重要なのは「事故を起こさない」ことです。他人に対する注意だけでなく、飼い主自身もケガのないようにしましょう。

○次のことは、「飼い主」が行います。

- ・給餌、給水、食べ残したエサの片づけ
- ・ケージ内の糞尿の処理や掃除
- ・ケージ周辺の掃除
- ・犬の散歩
- ・自分のペットに係る苦情の対応

(4) 飼い主によるペット用トイレの掃除、糞尿の処理

においては騒音と並んで最も多い苦情の原因なので、厳重な処理が必要です。

排せつ後のトイレシートや猫砂、おがくずはビニール袋に入れ、硬く口を閉じて、さらに大きなビニール袋か、ふた付きのごみ箱に入れます。災害発生初期はゴミの収集が遅滞するので、臭いが外部に漏れないよう、何重にも密閉することが重要です。散歩中に排せつする犬は、避難所からなるべく離れた（避難所の人の通行がない）場所で排せつさせ、糞はビニール袋で必ず回収します。

放置された糞は飼い主のマナーの悪さと受け取られ、他の避難者との対立の原因となります。

また、電柱や樹木への排尿も苦情の原因となります。水で洗い流せば多少は軽減されますが、別々の犬が同じ所で放尿する傾向があるので、やはり避難所近くの電柱等は避けるべきでしょう。ただ、尿を水で流すことは、他の避難者に迷惑をかけないよう努力している姿を示すことで、ペット飼育に理解を得られる効果があります。



（５）犬の散歩

過去の大規模災害時に最も問題となったのは犬の鳴き声です。

避難所での犬の鳴き声の原因はストレス、警戒、不安など様々で、個別に対処するのは非常に困難です。しかし、犬を散歩させることで鳴き声の問題はかなり軽減できます。



犬の避難生活では、他の避難者に迷惑をかけないためにも、犬自身が落ち着くためにも、散歩が非常に重要です。また、飼い主にとっても運動はストレス解消になります。他人を咬むおそれがない犬であれば（逸走防止に十分注意するという前提で）犬に慣れた飼い主以外の人にとっても運動をかねて犬の散歩をするメリットがあります。災害時だからこそ、平時よりも多く散歩に連れ出すことが大事です。

6. 避難所を退所するとき

（１）退所の申し出

避難所から退所する飼い主は、必ずペットを連れて帰らなくてはなりません。退所する際は、入所時に渡したネームタグを避難所の受付又は運営本部に返却してください。

(2) 後片付け・ゴミ処理

退所の際には、ペット避難で発生したゴミを分別のうえ、避難所のゴミ箱に入れてください。使用済みのペットシートなど臭いを発するゴミは、ビニール袋に入れて、硬く口を閉じて、指定された蓋付きのポリバケツに入れてください。また、ガムテープや粘着ローラーで、ペットが避難生活を送った場所に落ちている動物の毛を取ってください。



7. 避難所のペット避難スペースの消毒・消臭

ペットの避難スペース（屋内・屋外）は、原則、避難所閉鎖後に消毒・消臭のための清掃を行います。順次の消毒・消臭となりますので、清掃が全ての避難所で終了するまで日数がかかる場合があります。



第2章 避難所運営編

1. ペット飼育スペースの選定

避難所のどの部分を動物の飼育場所として利用するか、あらかじめ選定しておきましょう。可能な限り水害を想定して選定しておく必要があります。

避難所運営マニュアルでは、避難所開設の流れ、(5) ペットとの同行避難において、避難所では、ペットの苦手な方やアレルギーをお持ちの方に配慮し、屋外にペット飼育スペースを設置する。ペットとの同行避難者の受付は、混乱を避けるため一般の避難者と別に行うと定めています。

なお、冬季は寒さと降雪の影響が大きく、建物の外にペット飼育スペースを設けることは、難しいかもしれませんが、他市町の過去の災害で、避難所でのペット飼育に関する苦情が寄せられたのは、鳴き声とニオイです。これらを考慮し、一般の避難者のスペースと距離を取ったうえで、できる限り屋外でスペースを選定します。

【ペット飼育スペース 選定のポイント】

- ・ ペットを飼育していない方との動線ができるかぎり交わらない
- ・ 鳴き声や臭い等の問題を考慮して、一般の避難者の居室から離れた場所に設置する。
- ・ 飼い主の居室は、できるだけペットスペースの近くにする
- ・ ペットへの刺激を減らすため、人や車などの通り道から見えない場所にする
- ・ 犬と猫は分けて飼育場所を確保する
- ・ 水道に近く、掃除がしやすい場所を選ぶ
- ・ 屋外にする場合は、風雨や日光、寒さをしのげる場所とする
- ・ 犬を係留して飼う場合は、丈夫な支柱がある場所を選ぶ

【屋外のペット飼育スペースの一例】

学校には屋外にも物置や車庫、自転車置き場、校舎の軒下、ピロティなど人の居住には向かなくても ペットには有効に使える場所があります。運動会用の大型テントをペットの一時飼育場所とした事例や、自転車置き場をブルーシートで囲い、中～大型犬の係留飼育場所とした事例もあります。施設の状況は

様々ですので、ペットスペースの確保が難しい場合、屋外の施設も選択肢の一つにはなると思います。

一方で、豪雨や大雪災害の際は屋内に退避するしかなく、降雪期は屋外での飼育スペースが確保できない場合があるかもしれません。屋外は天候の影響を大きく受けるため、季節を選んで限定的な使い方になると思いますが、屋内に退避する場合は別途協議が必要となります。

車庫や倉庫は人が使うには難しいかもしれませんが、ペットスペースとしては利用できます。原則、ケージでの飼育管理となります。(器具等が入っていますので事前に調整が必要です)

また、自転車置き場は、屋根のある貴重な場所です。ブルーシートで四方を囲うことで、雨をしのぐことができます。中～大型犬の係留場所として利用できます。

【屋内ペット避難】

マニュアル6 ページ、(3) 屋内ペット避難をご覧ください。

【車内ペット避難】

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、感染防止対策の一つとして、これまでのように「避難所」に多くの人が密集 しないよう、「親戚・知人宅」「ホテル」「在宅避難」「車中泊」などさまざまな避難先に、分散して避難することも求められています。特に、車やテントは、ある程度プライバシーが確保されますので、飼い主がペットとともに避難することが想定されます。

しかし、車など狭いスペースで長時間過ごすことで、エコノミークラス症候群や、時期によっては熱中症を発症する恐れがあります。

避難所では、車中避難者も含めて把握するとともに、ペット・飼い主ともに定期的な運動とこまめな水分補給、温度管理の必要性を周知する必要があります。

自分で車から出られない幼い子供はもちろんですが、ペットについても長時間車の中に残すことがないように周知しましょう。

【エコノミークラス症候群を予防するために】

- (1) ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- (2) 十分にこまめに水分を取る

- (3) アルコールを控える、できれば禁煙する
- (4) ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- (5) かかとの上げ下ろし運動をしたり、ふくらはぎを軽くもんだりする
- (6) 眠るときは足をあげる（高くする）

2. 飼育管理基本ルールの作成

ペット同行避難が可能な避難所については、ペット飼育管理の基本ルールを決めます。ペットを連れて避難された方に「飼い主の会（仮称）」を立ち上げてもらい、とりまとめをお願いすることもあります。避難所と情報共有しておくことで、発災直後の不要な混乱を少しでも避けることにつながります。また、飼い主に情報提供しておくことで、飼い主に防災に対する心構えやペットのしつけ等を意識してもらうことにもつながります。

※ルール記載例はマニュアル10ページを参照してください。

【詳細なルールはどうすれば？】

大規模災害など避難が長期化した場合、避難者によって生活のパターン（例：避難所から仕事に向かう方、避難所に留まる方など）が変わってきます。その中で一律に詳細なルールが決められていると、飼い主によっては対応できない場合がでてきます。

ペットの管理は飼い主の責任（自助）ですが、飼い主同士で共に助け合う流れ（共助）ができれば、飼い主個人や避難所運営者の負担軽減にもつながります。

例えば、避難生活を共にする飼い主同士で「飼い主の会（仮称）」を立ち上げてもらい、避難所の実情に合わせた詳細なルール作りを促すとよいでしょう。

【避難所の詳細 ルールの一例】

【給餌、ふれあい】

- ・時間の指定 ・場所の指定 ・被毛などゴミの廃棄場所、廃棄方法

※早朝や夜間は望ましくない

【犬の散歩】

- ・時間の指定 ・場所の指定 ・他の居住者の動線と交わらないコースを指定

【排泄場所】

- ・屋外の場所を指定 ・回収した排せつ物の捨て場所と捨て方

【清掃】

- ・お散歩コース ・排せつ場所
- ・ペット飼育スペースは、担当や方法を決めて定期的に清掃

【フードの保管場所】

- ・個別に保管 ・全体で一括

【退去時の清掃】

- ・飼い主が協力して元の状態に戻し、きちんと清掃し消毒する

【鳴き声の対策】

- ・吠える犬には段ボールなどで目隠しする
- ・係留場所、ケージの場所を工夫する（なるべく動物への刺激が少ない場所）

【ニオイの対策】

- ・餌は食べ残したらすぐ片付ける ・餌の袋の口はきちんと閉じる
- ・排泄物は必ずビニール袋を二重にして、しっかりと縛って捨てる

【毛の対策】

- ・ブラシをかけて良い場所を指定する
- ・居室に入る前に粘着ローラーやガムテープで衣服についた毛を取る

3. 避難者への情報提供方法の検討

災害状況は常に変動します。避難所の様子に気を配り、被災者に提供すべき情報を随時提供できる方法が必要です。ラジオ・テレビの他、いつでも誰でも見られるペット同行避難者向けの掲示板を準備する。

- ・動物救護 や飼育支援 などペットに関する情報を周知「専用掲示板」を設置する
- ・避難者には 1 日 1 回以上掲示板を確認するよう周知する
- ・状況に応じて、飼育ルールを更新・周知し、順守を呼びかける
- ・避難が長期化する場合には、支援物資の情報を予告も含めて周知する

【SNSの活用について】

総務省によれば、災害時に情報収集を行う手段として、テレビの次にインター

ネットの割合が多いといえます。さらに年代ごとによけると、50歳以下の年齢層ではインターネットの割合が高くなっています。災害発生時、町HPやSNSでの発信は欠かせません。

4. 飼い主・住民への周知啓発

ペットを受け入れる避難所及び飼育スペースの選定ができたなら、町民の皆さんに周知します。

飼い主が平時に避難所情報を入手できるようにしておけば、発災直後の不要な混乱を避けることにつながります。併せて、避難所でのペット飼育管理の基本ルールや平時の備えなども定期的に周知します。

ペットの防災は自助がとても重要です。事前に情報を周知し、飼い主に準備を促しておくことが大切です。

【平時からの普及啓発】

ペット防災は、「自助」が重要です。平時から積極的にペットの飼い主に災害対策を呼びかけましょう。災害時の混乱を減らすことができるだけでなく、避難所の運営にも協力してもらえようになります。

◎飼い主が行う防災対策の例

1 住まいや飼育場所の防災対策

災害でペットを守ることができるのは飼い主だけです。自分が無事でなければペットは守れません。

- ・家具やケージの固定、転倒防止、落下防止
- ・ケージなどペットの避難場所（隠れ場所）の確保

2 ペットのしつけと健康管理

避難所へのペット同行避難とその後の生活を考えると、ケージでおとなしくできるしつけと、避難所での集団生活を見越した健康管理が必要です。

- ・ケージに入ることを嫌がらないよう、日頃から慣らしておく
- ・不必要に吠えない、他の動物を怖がらないよう慣らしておく
- ・ノミ・ダニなどの予防をしておく

- ・不妊去勢手術をしておく など

3 行方不明にならないための対策

- ・首輪と迷子札やマイクロチップを装着しておく

4 ペット用の避難用品や備蓄品の確保

同行避難できても、ペット用の支援物資が届くには時間がかかります。

特に、動物の命や健康にかかわるものは、自分で持参しましょう。

- ・療法食、医薬品 ・キャリーバックやケージ ・ペットフード、トイレ用品

◎新聞紙、ガムテープ、バスタオル、ブルーシートは、様々な使い道があり、何かと役立ちます。

5 情報収集と避難訓練

お住まいの町内会・行政区のハザードマップにより危険箇所を確認しましょう。また、災害を想定して、避難訓練を試みましょう。

5. ペットの入所受付

避難所では、避難者の状況等を把握するため「受付」を行います。

ペットを受け入れる避難所では、同行避難者用の受付窓口を設置することで、不要な混乱を避ける一助となります。

○受付内容

飼い主とペットの情報を入手して名簿を作成します。この際、ケージ用の札を渡りしてケージなどに装着してもらおうと管理する上で役立ちます。なお、飼い主がペットの写真を持参してあれば名簿に付けておくとわかりやすいです。

【入手情報の一例】

- ・飼育者の氏名及び緊急連絡先（避難所内の居場所等）
- ・動物の種類と特徴（性別、不妊去勢の有無、毛色など）
- ・狂犬病予防注射接種の有無、混合ワクチン接種の有無
- ・病気の有無、かかりつけ動物病院など

○基本ルール順守の説明

受付では「飼育管理の基本ルール」を周知します。ただし、受付は非常に混乱するため説明が難しいかもしれません。あらかじめチラシを準備し、受付時に配

布することができると思わないと思います。

○ペット飼育スペースへの移動

受付後、飼い主とペットを飼育スペースに誘導します。（併せて一般受付が必要な場合は、飼い主だけを誘導します。）

【盲導犬】

盲導犬など身体障害者補助犬は 居室への同伴が必要 となりますので、あらかじめ避難所に障害に応じた適切なスペースを確保しておく必要があります。

参考資料

別紙 1 : 受付用紙例(申込書)

ペット入所・登録申込書 管理番号 _____ 入所日： 年 月 日 退所日： 年 月 日		
飼い主	ふりがな	
	名前	
	避難前住所	
	緊急連絡先(携帯)	
	避難している場所(教室名等)	
ペット	動物種	犬 ・ 猫 ・ ()
	名前・性別	性別：オス ・ メス ・ 不明
	不妊去勢手術	実施済み ・ 未実施 ・ 不明
	特徴（毛色など）	
	マイクロチップ番号	
	(犬・猫) 混合ワクチン接種	無 ・ 有 (種混合)
	(犬) 登録・狂犬病予防注射	【登録】 無 ・ 有 (番号)
		【狂犬病予防注射】 無 ・ 有 (年度, 番号)
	持病	
特記 事項		

別紙２：受付用紙例(ケージ貼付)

個別識別票(ケージ貼付)	
飼い主あり ・ 飼い主不明	
管理番号	_____
ペットの名称	_____
飼い主の氏名	_____
動物種(品種)	_____
不妊・去勢手術	実施済み ・ 未実施 ・ 不明
平時	室内飼い ・ 室外飼い ・ その他
えさ	朝 ・ 昼 ・ 夕 ・ 間食
散歩	朝 ・ 夕 ・ 不定期 ・ その他
性格・注意事項等	_____

張台管理動物避難同行

施設名:

管理責任者(担当者)名:

[illegible]

本マニュアルに関する問合せ先
北海道南幌町役場総務課広報防災係

 011-378-7293

南幌町ペット同行避難マニュアル
令和7年8月発行